

亀山市告示第157号

亀山市母子家庭自立支援教育訓練給付金事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成26年10月1日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市母子家庭自立支援教育訓練給付金事業実施要綱の一部を改正する告示

亀山市母子家庭自立支援教育訓練給付金事業実施要綱（平成20年亀山市告示第41号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

亀山市母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業実施要綱

第1条中「母子及び寡婦福祉法施行令」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令」に、「第29条」を「第27条（令第31条の9において準用する場合を含む。）」に改め、「基づき、母子家庭の母」の次に「又は父子家庭の父」を加え、「母子家庭自立支援」を「母子家庭等自立支援」に改め、「ことにより、母子家庭の母」の次に「及び父子家庭の父」を加え、「母子家庭の自立」を「母子家庭等の自立」に改める。

第2条第1項中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改め、「法律第129号」の次に「。以下「法」という。」を加え、第2項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

2 この告示において「父子家庭の父」とは、法第6条第2項に規定する配偶者のない男子であって、現に児童を扶養しているものをいう。

3 この告示において「母子家庭等」とは、母子家庭及び父子家庭をいう。

第3条中「令第29条第1項に規定する受給資格者」を「母子家庭の母又は父子家庭の父」に、「就業経験、技能、資格の取得状況、労働市場の状況等から判断して教育訓練講座の受講が必要であると市長が認める」を「次の要件を満たす」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)による児童扶養手当の支給を受けている者又は同等の所得水準にある者
- (2) 教育訓練講座の受講開始日において、雇用保険法(昭和49年法律第116号)の規定による教育訓練給付金の受給資格を有していない者
- (3) 就業経験、技能、資格の取得状況、労働市場の状況等から判断して教育訓練講座の受講が必要であると市長が認める者

第7条から第12条までの規定中「母子家庭」を「母子家庭等」に改める。

様式第1号中「母子家庭」を「母子家庭等」に改め、様式第2号を次のように改める。

養育費に関する申告書

年 月 日

亀山市長

様

申告者 住所  
氏名

印

前年(1月から12月までの1年間)に受け取った養育費について、次の記入要領に従って記入してください。

区 分	受取人	養育費の額	受取状況
	母・父・児童	円	
	母・父・児童	円	
	母・父・児童	円	
	母・父・児童	円	
合 計	母・父	円	
	児童	円	

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

氏名

印

養育費に関する申告書の記入要領

- この申告書は、前年に前配偶者から養育費を受け取っているのかどうか、及び受け取っている額を確認するためのものです。
- 前配偶者から前年(1月から12月までの1年間をいいます。ただし、1月から7月までの間に申告する人の場合は、前々年をいいます。)に、母、父又は児童が受け取った金品その他経済的利益(以下「養育費」といいます。)がある場合には、その額を記入してください(養育費に含まれるもの等については、下記5をご覧ください。)
- 前配偶者が複数あり、それぞれから養育費を受け取った場合には分けて記入してください。また、区分の欄には区別できるよう前配偶者の名前を記入してください。前配偶者が1人の場合には、この区分の欄は空欄で結構です。
- 受取状況の欄には、次の例に従って記入してください。
  - 例1 毎月5万円で12箇月間受け取っている場合には、「月々5万円、12箇月分」と記入してください。
  - 例2 4月、8月、12月の3回に、それぞれ1万円、3万円、5万円を受け取っている場合には、「年3回 1万円、3万円、5万円」と記入してください。
  - 例3 年に1回、受け取っている場合には、「年1回」と記入してください。
- 養育費とは、次の要件のすべてに当てはまるものをいいます。
  - 児童扶養手当を受給している母親又は父親が監護している児童の父親又は母親が支払ったものであること。

- (2) 受け取った者が母親、父親又は児童(母親、父親又は児童の代理人も含まれます。以下同じ。)であること。
- (3) 父親又は母親から母親、父親又は児童に支払われたものが金銭又は小切手、手形、株券、商品券等の有価証券であること。
- (4) 父親又は母親から母親、父親又は児童への支払方法が、手渡し(代理人を介した手渡しを含みます。)、郵送、母親名義、父親名義又は児童名義の銀行口座への振込みであること。
- (5) 仕送り、生活費、自宅などのローンの肩代わり、家賃、光熱費等児童の養育に係のある経費として支払われていること。

6 次のようなものは、養育費には含まれません。

- (1) 児童扶養手当を受給している母親又は父親が監護している児童の父親又は母親以外から支払われたもの
- (2) 母親、父親又は児童以外の者が受け取っているもの
- (3) 不動産(土地、建物等)、動産(車、家財道具等)により支払われたもの
- (4) 母親、父親又は児童以外の者への手渡し、郵送、口座振込の方法により支払われたもの
- (5) 慰謝料、財産分与として支払われるもの

注

- 1 申告者が未婚の母である場合であって、父親が児童を認知しており、かつ、上記5に当てはまるときは、養育費に該当します。
- 2 自分の子だけではなく、他の子も養育している場合であって、自分の子の養育に必要な費用を受け取り、それが上記5に当てはまるときは、養育費に該当します。

様式第 3 号から様式第 9 号までの規定中「母子家庭」を「母子家庭等」に改める。

附 則

この告示は、平成 26 年 10 月 1 日から施行する。